

## 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日（金）第3506号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- 森林組合等検査規則等の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 1  
○鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）  
（環境林務課取扱い） 3  
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（※）（障害福祉課取扱い） 13  
○鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定め  
る国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則（※）（道路維持課取扱い） 14

## 訓 令

- 職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程等の一部を改正する訓令（※）  
（学事法制課取扱い） 15

## 告 示

- 鹿児島県統計調査条例第2条に規定する知事が告示する統計調査の一部改正  
（統計課取扱い） 16  
○官民連携国際旅客船受入促進協定の締結（港湾空港課取扱い） 17

## 規 則

森林組合等検査規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第21号

森林組合等検査規則等の一部を改正する規則

（森林組合等検査規則の一部改正）

第1条 森林組合等検査規則（昭和29年鹿児島県規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（農作物病虫害防除用器具貸付規則の一部改正）

第2条 農作物病虫害防除用器具貸付規則（昭和31年鹿児島県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式，別記第4号様式及び別記第5号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（調理師法施行細則の一部改正）

第3条 調理師法施行細則（昭和34年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「明・大・昭 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（分収造林取扱規則の一部改正）

第4条 分収造林取扱規則（昭和34年鹿児島県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第6号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第5条 危険物の規制に関する規則（昭和34年鹿児島県規則第72号）の一部を次のように改正

する。

別記第 1 号様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第 7 号様式中

明治
大正 年 月 日
昭和

を

年 月 日
-------

に、「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第 6 条 児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記第39号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（鹿児島県市町村振興資金条例施行規則の一部改正）

第 7 条 鹿児島県市町村振興資金条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記第 5 号様式及び別記第 7 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第 8 号様式中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第 9 号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記第11号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則の一部改正）

第 8 条 鹿児島県職員の農林漁業普及指導手当支給規則（昭和38年鹿児島県規則第101号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

（鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第 9 条 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式，別記第 2 号様式その 5，同様式その 7 及び別記第 3 号様式から別記第 6 号様式その 2 までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第 7 号様式及び別記第 8 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年第 号」を「 年第 号」に改める。

（鹿児島県優良宅地認定規則の一部改正）

第10条 鹿児島県優良宅地認定規則（昭和55年鹿児島県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式から別記第 6 号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（化製場等に関する法律施行細則の一部改正）

第11条 化製場等に関する法律施行細則（昭和55年鹿児島県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式から別記第 9 号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第10号様式その 1 及び同様式その 2 中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年 月に」を「 年 月に」に改める。

（鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正）

第12条 鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和61年鹿児島県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式，別記第 2 号様式及び別記第 6 号様式から別記第10号様式までの規定中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（社会福祉法施行細則の一部改正）

第13条 社会福祉法施行細則（昭和62年鹿児島県規則第29号）の一部を次のように改正する。  
別記第 8 号様式から別記第16号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（鹿児島県消防学校規則の一部改正）

第14条 鹿児島県消防学校規則（平成 3 年鹿児島県規則第57号）の一部を次のように改正する。  
別記第 1 号様式から別記第 6 号様式までの規定及び別記第 8 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第15条 知的障害者福祉法施行細則（平成15年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中 「

明治
大正
昭和
平成

 年 月 日生」を「

--

 年 月 日生」に改める。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中 「

明
大
昭
平

 年 月 日生」を

「

--

 年 月 日生」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第22号

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年鹿児島県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第 3 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 2 項第 3 号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第 7 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内	3 年以内	を
--	-------	-------	---

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）第 3 条第 1 項の認定を受けた者（森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第 2 項の規定により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（以下「林業経営者」とい	12年以内	3 年以内	
--	-------	-------	--

う。)を除く。)が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号。以下「暫定措置法施行令」という。）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合			に
暫定措置法第3条第1項の認定を受けた林業経営者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な暫定措置法施行令第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	15年以内	3年以内	

改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 印  
〔会社その他の団体にあつては、主たる事務所の〕  
所在地、名称及び代表者の氏名  
電話番号 ( )

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けたいので、林業・木材産業改善資金助成法第 7 条第 1 項の規定により、林業・木材産業改善措置に関する計画を添えて申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙 1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙 2
林業労働に従事する者の確保		別紙 3

注 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙の欄に記載する別紙を添付すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙 4
森林施業の実施に係るもの		別紙 5
立木取得に係るもの		別紙 6
上記以外の内容のもの		別紙 7

注 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙の欄に記載する別紙を添付すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高								
円 ( 年 月 日現在)		総 事 業 費				資 金 内 訳		
区 分					計	改 善 資 金	その 他 の 借 入 金	自 己 資 金
年度								
年度								
年度								
年度								
合 計								

注 1 総事業費の区分の欄は、林業・木材産業改善措置の取組の具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を全て記載すること。また、これらの林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる資材購入等の林業・木材産業改善措置も区分して記載すること。

2 林業・木材産業改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、年度ごとの総事業費及び資金内訳を記載すること。

3 注 2 に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計の欄は、2 の表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要金額の欄の数値の合計と一致させること。

4 林業・木材産業改善措置の内容に応じて項目を追加するなど、必要に応じて様式を変更すること。

5 貸付内容が鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則第 3 条第 2 項の表の左欄に掲げる貸付内容に該当する場合において、償還期間が 10 年を超え又は据置期間が 3 年を超えるときは、該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。

6 注 5 に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙 1 (林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項 目	現 状	目 標
従 業 員 数 (個人の場合, 家族従事者数を内書き)	人 (人)	人 (人)
資 本 金 又 は 出 資 金 (法 人 の み)	万円	万円
資 本 装 備 の 状 況		
生 産 等 の 状 況		
年 間 売 上 高 (個人の場合, 年間収入)	万円	万円
年 間 営 業 利 益 (個人の場合, 年間所得)	万円	万円

注 1 資本装備の状況の欄は, 申請者が所有する主な機械や施設の種類, 数量等を記載すること。

2 生産等の状況の欄は, 林業又は木材産業に係る経営規模, 年間事業量等を記載すること。

3 年間売上高及び年間営業利益の欄は, 林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改 善 項 目	現 状 (年度)	目 標 (年度)	目 標 (年度)	目 標 (年度)	最 終 目 標 (年度)	1 の 表 と の 関 係

注 1 改善項目の欄は, 林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性, 生産量, 生産コスト, 品質, 販売コスト, 販売量, 売上高等)を記載すること。

2 現状並びに目標及び最終目標の欄は, 申請時点における改善項目の現状と, 林業・木材産業改善措置の計画終了までの目標及び最終目標を原則として数値で記載し, 年度も記載すること。

3 1の表との関係の欄は, 本目標と1の表に記載する年間売上高(年間収入)又は年間営業利益(年間所得)との関係を記載すること。

別紙 2 ( 林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合 )

林業・木材産業改善措置の目標

( 林業労働従事者用 )

項 目	現 状 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	最終目標 ( 年度 )
年 間 従 事 日 数							
保 有 安 全 衛 生 施 設							
労 働 災 害 防 止							

注 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と林業・木材産業改善措置の計画終了までの目標及び最終目標並びに年度を記載すること。

( 雇用主 ( 個人を含む。 ) 用 )

項 目	現 状 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	目 標 ( 年度 )	最終目標 ( 年度 )
従 業 員 数							
年 間 延 べ 雇 用 量							
保 有 安 全 衛 生 施 設							
労 働 災 害 防 止							

注 1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と林業・木材産業改善措置の計画終了までの目標及び最終目標並びに年度を記載すること。

別紙3（林業労働に従事する者の確保を目的とする場合）

## 林業・木材産業改善措置の目標

項 目	現 状 ( 年度)	目 標 ( 年度)	目 標 ( 年度)	目 標 ( 年度)	目 標 ( 年度)	目 標 ( 年度)	最終目標 ( 年度)
従 業 員 数							
年 間 延 べ 雇 用 量							
保 有 福 利 厚 生 施 設							
労 働 従 事 者 の 確 保							

注1 従業員及び延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

- 2 労働従事者の確保の欄は、例えば、新規雇用者数、従業員全体に占める40歳未満の従業員数の割合等の申請時点における労働従事者の確保に係る現状と林業・木材産業改善措置の計画終了までの目標及び最終目標並びに年度を記載すること。



別紙4（機械・施設の導入の場合）

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

項 目	年度	
	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目 的		
機械・施設名等		
規格・能力等		
導入（予定）時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台 数	台	台
単 価	—	円
所 要 金 額	—	円
そ の 他	処分方法（廃棄・下取り・継続使用）	①更新・新規 ②新品・中古（ 年製造） ③購入・賃貸

注1 林業・木材産業改善措置が複数年度にわたるときは、表を年度ごとに記載すること。また、導入が複数あるときは、表や項目を追加するなど様式を変更すること。

2 その他の欄は、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5（森林施業の実施に係るものである場合）

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

項 目		内 容						年度
目 的								
施業対象森林の概要		別紙のとおり						
作業種	森林の位置	作 業 種 別 の 事 業 計 画						所要金額
		事業開始時期～ 終了時期	齢 級	面 積	材 積	延 長		
間 伐								
	計							
複層伐								
	計							
作業路 の開設 ・改良								
	計							
合 計								

注1 林業・木材産業改善措置が複数年度にわたるときは、表を年度ごとに記載すること。

2 施業対象森林の概要の欄は、所在地及び現況（樹種別・林種別・齢級別の面積及び蓄積）を別紙に記載すること。  
また、位置を明らかにした図面を添付すること。



別紙7（その他の取組の場合）

## 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

取組	年度
目的	研修・指導又は助言・調査・その他（ ）
内容	
実施時期	
所要金額	円

注1 取組の欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 内容の欄は、取組の具体的な内容（研修の場合は、受講先、受講名等）を記載すること。

3 林業・木材産業改善措置が複数年度にわたるときは、表を年度ごとに記載すること。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第23号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年鹿児島県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（身体障害者生活訓練等事業等の開始等の届出）

第7条 法第26条第1項又は第2項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等開始（変更）届出書（別記第9号様式）によるものとする。

2 法第26条第3項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届出書（別記第10号様式）によるものとする。

第8条及び第9条を削り、第10条の見出し中「及び補助」を削り、同条中「し、又は補助」を削り、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

別記第1号様式中「聴・視」を「視・聴」に、

「厚生年金（障害）・農林漁業団体共済組合・国民年金（障害）・その他（ ）」を

「厚生年金（障害）・国民年金（障害）・その他（ ）」に、「車いす」を

「車椅子」に、「ある …… 老・身・その他 ない 施設名（ ）」を

「ある …… 施設名（ ）」に、  
「ない …… 」

原因となった 交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・疾病  
疾病・障害名 先天性・その他（ ） を

原因となった 交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・  
疾病・外傷名 自然災害・疾病・先天性・その他（ ） に、

「障害発生年月日」を「外傷発生年月日」に改める。

別記第5号様式中

② 原因となった 交通・労災・その他の事故・戦傷  
疾病・外傷名 戦災・疾病・先天性・その他（ ） を

② 原因となった 交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・  
疾病・外傷名 自然災害・疾病・先天性・その他（ ） に、

「科 氏 名 印」を

「科 医師氏名 印」に改める。

別記第9号様式を削る。

別記第10号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「身体障害者居宅生活支援事業等開始（変更）届出書」を「身体障害者生活訓練等事業等開始（変更）届出書」に改め、「身体障害者居宅生活支援事業・身体障害者相談支援事業・」を削り、

デイサービス 事業，短期入 所事業又は介	名 称	
	種 類	

助犬訓練事業 若しくは聴導 犬訓練事業の 用に供する施 設	所 在 地		を
	入所定員		

介助犬訓練事 業又は聴導犬 訓練事業の用 に供する施設	名 称		に改
	種 類		
	所 在 地		

め、同様式注を次のように改め、同様式を別記第 9 号様式とする。

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

別記第11号様式中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に、「身体障害者居宅生活支援事業等廃止（休止）届出書」を「身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届出書」に改め、「身体障害者居宅生活支援事業・身体障害者相談支援事業・」を削り、

現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	を	現に便宜を受けている者に対する措置	に改め、同様式を別
-------------------------	---	-------------------	-----------

記第10号様式とする。

別記第12号様式から別記第14号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の身体障害者福祉法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第24号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

曾於市	222号	維持及び修繕のうち 植栽物の管理
	269号	

を

曾於市	222号（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	維持及び修繕のうち 除草
	269号（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	

222号	維持及び修繕のうち 植栽物の管理
269号	

に改める。

第2条の表曾於市の項中

曾於市	都城隼人線	維持及び修繕のうち 植栽物の管理
	志布志福山線	

を

曾於市	南之郷志布志線（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	維持及び修繕のうち 除草
	垂水南之郷線（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	
	飯野松山都城線（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	
	大川原小村線（曾於市財部町北俣6079番 2 地先から市道大峯粟谷線との交点（曾於市財部町北俣6211番地先）までの区間に限る。）	
	志柄宮ヶ原福山線（市道貝ヶ塚線との交点（曾於市大隅町恒吉2826番地先）から県道長江柴建線との交点（曾於市大隅町坂元3957番 2 地先）までの区間に限る。）	
	長江柴建線（県道志柄宮ヶ原福山線との交点（曾於市大隅町坂元3956番 3 地先）から志布志福山線との交点（曾於市大隅町坂元3534番 2 地先）までの区間に限る。）	
	柿ノ木志布志線（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	
	末吉財部線（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	
	光神山諏訪方線（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	
	見帰二之方線（平成17年 6 月 30 日現在における末吉町の区域内に存する区間に限る。）	
	都城隼人線	
	志布志福山線	

に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

## 訓 令

### 鹿児島県訓令第 2 号

職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程等の一部を改正する訓令  
(職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程の一部改正)

第1条 職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程（昭和26年鹿児島県訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（職員等表彰規程の一部改正）

第2条 職員等表彰規程（昭和32年鹿児島県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式（その1）及び同様式（その2）中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程の一部改正）

第3条 鹿児島県職員の勤務発明等に関する規程（昭和38年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

（道路整備員服務規程の一部改正）

第4条 道路整備員服務規程（昭和55年鹿児島県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年 3 月 29 日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第314号

平成21年 3 月 31 日鹿児島県告示第428号（鹿児島県統計調査条例第2条に規定する知事が告示する統計調査）の一部を次のように改正し、平成31年 3 月 29 日から施行する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

別表を次のように改める。

別表

調 査 品 目	調 査 対 象 の 範 囲
ハム	主要企業（事業所）
ソーセージ	主要企業（事業所）
ベーコン	主要企業（事業所）
その他の肉製品	主要企業（事業所）
練乳	主要企業（事業所）
水産練製品	主要企業（事業所）
その他水産食料品	主要企業（事業所）
かつお節	企業（事業所）（統合体）
水産加工品（養殖）	主要企業（事業所）
野菜漬物	主要企業（事業所）
みそ	企業（事業所）（統合体）
しょうゆ	企業（事業所）（統合体）
ぶどう糖	主要企業（事業所）
水あめ	主要企業（事業所）
異性化糖	主要企業（事業所）
食パン	主要企業（事業所）
菓子パン	主要企業（事業所）
生菓子	主要企業（事業所）
スナック菓子1	主要企業（事業所）
スナック菓子2	主要企業（事業所）



食用油脂	主要企業 (事業所)
でん粉	企業 (事業所) (統合体)
麺	主要企業 (事業所)
冷凍調理食品 (畜産)	主要企業 (事業所)
冷凍調理食品 (水産)	主要企業 (事業所)
冷凍調理食品 (総菜)	主要企業 (事業所)
弁当	主要企業 (事業所)
ミネラルウォーター	主要企業 (事業所)
焼酎	企業 (事業所) (統合体)
その他繊維	主要企業 (事業所)
木材チップ	企業 (事業所) (統合体)
構造用集成材	主要企業 (事業所)
住宅建築用木製組立材料	主要企業 (事業所)
オフセット印刷	主要企業 (事業所)
配合肥料	主要企業 (事業所)
くえん酸	主要企業 (事業所)
その他の化学製品	主要企業 (事業所)
殺虫剤	主要企業 (事業所)
アスファルト合材	企業 (事業所) (統合体)
アスファルト乳剤	主要企業 (事業所)
生コンクリート	企業 (事業所) (統合体)
護岸用コンクリートブロック	主要企業 (事業所)
道路用コンクリート製品	主要企業 (事業所)
炭化けい素	主要企業 (事業所)
砕石	企業 (事業所) (統合体)
金地金	主要企業 (事業所)
銀地金	主要企業 (事業所)
高純度アルミ	主要企業 (事業所)
金再生地金	主要企業 (事業所)
銀再生地金	主要企業 (事業所)
白金再生地金	主要企業 (事業所)
18リットル缶	主要企業 (事業所)
アルミニウム製建具	主要企業 (事業所)
鉄製金網	主要企業 (事業所)
プレス用金型	主要企業 (事業所)
光電変換素子	主要企業 (事業所)
半導体集積回路	主要企業 (事業所)
コネクタ	主要企業 (事業所)
点火栓	主要企業 (事業所)
ワイヤーハーネス	主要企業 (事業所)
電気機械器具	主要企業 (事業所)
情報機器	主要企業 (事業所)
プリンター部品	主要企業 (事業所)
自動車部品 (エンジン部分)	主要企業 (事業所)
自動車用電装部品	主要企業 (事業所)
船舶	主要企業 (事業所)
精密機械部品	主要企業 (事業所)

## 鹿児島県告示第315号

港湾法 (昭和25年法律第218号) 第50条の18第3項の規定により, 官民連携国際旅客船受入

促進協定（以下「協定」という。）を締結したので、次のとおり公示し、関係書類を一般の閲覧に供する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 協定の名称  
鹿児島港クルーズ拠点形成協定書
- 2 協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地  
かごしま第2クルーズターミナル（仮称）  
鹿児島市中央港新町内
- 3 協定の有効期間  
平成31年 3 月 9 日から平成74年 3 月 31日まで
- 4 協定の写しの閲覧の場所  
鹿児島県土木部港湾空港課